



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 265

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2022年11月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～高速道路での最低速度違反
- 3・交通事故の裁判事例～訴訟代理人を介さず成立させた示談を無効と認定
- 4・今日の朝礼話題～歩行者のいる横断歩道では必ず停止しよう
- 5・【お知らせ】一部商品の価格改定のご案内
- 6・【好評発売中】手帳「2023トラック運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】手帳「2023バス運行管理者手帳」
- 8・【好評発売中】小冊子「重大事故の裁判例からみるドライバーの教訓」



★11月前半の安全管理ごよみ

◆1日(火)～30日(水)

- 過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン・厚生労働省）
- エコドライブ推進月間（エコドライブ普及連絡会）
- フォークリフト等の特定自主検査強調月間（建設荷役車両安全技術協会）

◆1日(火)～14日(月)

- 「危険物の荷卸し時における相互立会いの推進」全国キャンペーン
（公益社団法人全日本トラック協会、石油連盟、全国石油商業組合連合会）

◆1日(火)

- 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム（警察庁）

◆3日(木・祝)

- 文化の日

◆5日(土)

- 関西大学社会安全学部公開講座（第35回）

「この世の中はリスクだらけ？～暮らしに役立つ『リスク学』」

◆10日(木)

——第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会
——いい点灯の日（おもいやりライト運動事務局）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2022/10/11/kongetsu-untentkanri-2022-nov/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第107回「高速道路での最低速度違反」

【質問】

高速道路では最低速度が時速50キロと定められていますが、景色のいい橋の上などで最低速度以下で走行している車を見ることがあります。万が一、最低速度違反の車に追突した場合、追突した車の過失責任はどのようにになりますか？

【回答】

道路交通法23条は、「自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路（第75条の4に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。）においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。」として、一般道路における最低速度について規定しています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/10/01/houritsu-107-saiteisokudo/>

■交通事故の裁判事例

今回は、身体障害者で生活保護を受けている被害者が、加害者と解決金20万円という低額な金額で示談したことについて、示談が公序良俗に反しているため無効であるかどうか争われた事例を紹介します。

『被害者の訴訟代理人への相談なしに成立させた低額な示談を無効と認定』

【事故の状況】

平成28年7月15日午前9時50分ごろ、A（当時79歳）は大阪市内の競艇場の南入場門前の広場を歩いている途中、つまづいて転倒したところに、積荷を一杯に積んだBの押す台車と衝突しました。

この事故でAは、全治約1年を要する右足関節三果骨折等の傷害を受け、平成28年7月15日から10月12日まで入院し、手術などの治療を受け10月13日から平成29年8月10日まで通院（実通院28日）しました。

Bらは、Aの入院先の病院において、解決金20万円を支払うことで示談交渉を行い、10月2日に今後一切損害賠償請求を行わない旨の合意書を作成して、Aに20万円を支払いました。

Aの訴訟代理人（弁護士）は、Bが訴訟代理人に一度も連絡を取らずにAと直接示談交渉を行い、Aも訴訟代理人や担当ケースワーカーに相談することなく低額な示談を成立させたことは、公の秩序に照らして不当なものであるとして、無効を主張しました。

【裁判所の判断】

「Aの事故による損害は、本来は後遺障害によるものが含まれると考えられ、その金額は少なくない。示談は、20万円の支払いと先に支払われた1万円のみで解決しようというものであり、Bらは多大な財産的利益を得ているというべきである」

「Aに何ら落ち度がないとはいえないが、Bらは、Aへの連絡を控えるとともに訴訟代理人に連絡するようにという意向を無視して、交渉能力の劣るAとの交渉により自己に有利な示談を成立させており、交渉態度に相当程度不適切な側面があったと指摘することができる」

「Bらが示談によって損害賠償金を支払わないことに対するAの不利益は、最終的にはAに対して行われる生活保護法の医療扶助等によって填補されるものであり、結果としてBらは、Aが受給する医療扶助等によって利益を得ていると考えられる」

などとして、示談を無効として、Bらに治療費関係を除いて、入通院慰謝料など約208万円の支払いを命じました。

(大阪地裁 令和元年9月27日判決)

■今日の朝礼話題

『歩行者のいる横断歩道では必ず停止しよう』

依然として、歩行者の横断事故が多発しています。中には横断歩道を横断していて轢かれる例も少なくありません。

宮崎県では、横断歩道上における歩行者の死傷事故がここ数年高止まりであることを憂慮して、緊急対策として横断歩道に赤い塗装を施したところ、横断歩道での停止率が15%近く改善したということです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/10/17/red-pedestrian-crossing/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【お知らせ】一部商品の価格改定のご案内

昨今の印刷代や紙代等の高騰を受け、2022年10月より、下記のとおり一部商品の価格を改定いたしました。

お客様各位には大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

●運転者向け教育用小冊子(B5)

140円(改定前税抜価格)→150円(改定後税抜価格)

●安全運転自己診断テスト

100円(改定前税抜価格)→110円(改定後税抜価格)

■【好評発売中】手帳「2023トラック運行管理者手帳」
手帳「2023バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判/222ページ/表紙ビニールレザー/本色2色刷

※価格 各1,320円(税込・送料実費)

今年も「2023トラック運行管理者手帳」「2023バス運行管理者手帳」の販売を開始いたしました。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

また、スケジュール欄も充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

■【好評発売中】小冊子「重大事故の裁判例からみるドライバーの教訓」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

運転者の中には、交通事故を起こしても保険があるからと安易に考えるなど、事故後の悲惨な結末を具体的にイメージできていない人がいます。

本冊子では、事故を起こし重大な結果を招いた裁判例を取り上げ、人生を狂わせるような厳罰が下された事例を紹介し、そこから安易に事故を起こさないための教訓を学ぶことができる教育教材です。

ぜひ事業所での交通事故撲滅に向けてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3JbxYgh>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和4年10月17日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

